

## 開発許可の要・不要相談 必要資料

都市計画法第 29 条開発許可が必要な行為かどうかの判断の際には、下記の資料をそろえて 1 部提出してください。

	図面の種類	明示すべき事項	✓
1	相談者の連絡先	開発許可の要・不要の結果をお伝えできる連絡先	
2	附近見取り図	都市計画図や住宅地図など申請区域がはっきりわかるもの	
3	従前建物の資料	従前の区画が確認できる資料（建築確認概要書など）	
4	地籍図（公図）	申請区域を着色（コピーも可） ※交付日 3 か月以内	
5	土地・建物の登記事項証明書	申請区域に係る全部登記事項証明書（コピーも可） ※交付日 3 か月以内	
6	現況平面図（敷地）	地形、既存建築物の配置など 申請区域の境界および申請区域内・申請区域周辺の公共施設	
7	現況断面図（敷地）	申請区域内および申請区域周辺の構造物	
8	計画平面図（敷地）（※1）	申請区域の境界、予定建築物の配置、寸法、道路および幅員など	
9	計画断面図（敷地）（※1）	申請区域内および申請区域周辺の構造物	
10	面積求積図（丈量図）		
11	予定建築物の図面等	予定建築物の平面図、断面図および求積図など	
12	現況写真	申請区域全体が分かるもの（区域を朱線）	
13	その他（※2）		

※1 計画に造成行為が伴う場合は、開発許可が必要となります。ただし、アプローチや駐車場などの軽微な行為については、図面にその行為範囲を明記し担当と相談してください。

※2 その他の資料は相談案件ごとに異なります。担当と相談の上、必要なものを添付してください。

本資料は、建築確認審査機関からの照会に対する回答にも用いますので、建築計画等の変更が生じた場合は、担当と相談の上再度資料を提出してください。